

兵庫県医師会禁煙推進宣言



兵庫県では、あの阪神淡路大震災の犠牲者数にも匹敵する5000人の方が、毎年タバコ関連病で亡くなっていると推計されます。兵庫県医師会は、県民の命と健康を守るために、更に積極的に禁煙活動を推進し、以下に示す10箇条の行動指針で、「タバコによる健康被害のない社会」を目指し、ここに宣言致します。

禁煙推進のための行動指針10箇条

1. 本医師会会員および医療関係者は、率先して禁煙を推進する。
2. 本医師会館、並びに本医師会会員施設は敷地内完全禁煙とし、出入りする人々にも禁煙を積極的に勧奨する。
3. 本医師会関連のすべての会合は禁煙で行う。また、本医師会会員は出席するすべての会合の禁煙化を働きかける。
4. 家族・親戚・友人等にも禁煙を働きかけ、「タバコのない家庭」を目指す。
5. 日常診療のあらゆる機会に、患者・家族に対して禁煙を勧告し、喫煙者には医学的根拠に基づいた治療を積極的に行うか、適切な施設を紹介する。
6. 禁煙教育や受動喫煙防止のために、社会に向けて正しい知識の啓発や広報活動を行う。
7. 本医師会会員や他の医療職はもちろん、医学生や看護学生等、医療職種 of 学生に対して、禁煙支援の方法を積極的に教育する。
8. 他の医師会や医療団体及び禁煙推進団体と連携し、世界保健機関（WHO）のタバコ規制枠組み条約（FCTC）の完全実施を目指して政府・自治体・関係団体に働きかけ、「タバコによる健康被害のない社会」を実現するよう努力する。
9. 本医師会館ではタバコの販売を禁止し、タバコ自販機の設置も認めない。
10. タバコ産業や関係業界・財団からの研究費助成を含む、いかなるスポンサーシップも、これを拒絶する。

2008年3月1日



社団法人 兵庫県医師会

〒651-8555 兵庫県神戸市中央区磯上通 6-1-11
TEL.078-231-4114 FAX.078-231-8111 <http://www.hyogo.med.or.jp/>

はじめに

兵庫県における受動喫煙防止対策

- ・ 健康増進法の施行（平成15年5月）を契機に、平成16年3月に、「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を策定
- ・ 公共の場での禁煙等の普及啓発、対策未実施の施設管理者に対する研修等の取組を継続的に推進

これらの取組について、一定の成果は認められるものの、飲食店や宿泊施設等、禁煙又は分煙等の対策について、禁煙又は分煙の対策がとられていない施設が以前として多い状況

厚生労働省は、今後の基本的な方向性を「多数の者が利用する公共的な空間では、原則全面禁煙であるべき」とする健康局長通知を发出（平成22年2月）



このような状況等を踏まえ、「兵庫県受動喫煙防止対策委員会」において、今後の実効性のある受動喫煙防止対策について検討

受動喫煙の健康への悪影響

厚生労働省健康局長通知等において、がん、循環器疾患、呼吸器疾患等のリスク上昇等に関する記載がある

受動喫煙を取り巻く国内外の状況

(1) 世界の状況

- ア たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約
（発効：平成17年、締約国：日本を含め170ヶ国超）
締約国に「たばこの煙にさらされることからの保護」等を要請
- イ たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン
（平成19年7月に同条約の締約国会議において採択）
 - ・ 100%禁煙以外の措置は不完全
 - ・ すべての屋内の職場、屋内の公衆の集まる場所等は禁煙とすべき
 - ・ 人々を受動喫煙から守るには法律が必要
 - ・ 立法措置は責任及び罰則を盛り込むべき

(2) 国内の状況

- ア 国の動向
 - (ア) 健康増進法第25条
多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずる努力義務
 - (イ) 健康局長通知
 - ・ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき
 - ・ 全面禁煙が極めて困難な場合等において、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める
 - (ウ) 「今後の職場における安全衛生対策について（報告）」（平成22年12月）
〔「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）において、2020年までの目標として「受動喫煙のない職場の実現」が掲げられたことを受け、厚生労働省の労働政策審議会にて検討〕
 - ・ 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
 - ・ 飲食店、ホテル・旅館等については、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
- イ 自治体の動向
 - (ア) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（平成22年4月施行）
 - (イ) 路上喫煙防止条例

県における受動喫煙防止対策の現状

指針に基づき、各種の啓発活動等を進めてきたが、飲食店、宿泊施設等、一部の施設においては、依然として受動喫煙の防止に対する取組が進んでいない状況

【平成20年度 受動喫煙防止対策実施状況調査結果（抜粋）】

建物内禁煙又は分煙を実施している施設

運動施設85%、文化施設84%、飲食店20%、宿泊施設17%

受動喫煙に対する県民の意識

- (1) 県民モニターアンケート調査（平成22年4月実施）
 - 対象者数2,289人、回答者数1,037人（回答率45.3%）
 - ア 直近半年間に受動喫煙の被害に遭っている人：85.3%
 - イ 各種施設での喫煙を条例で規制することについて、79.8%が賛成
- (2) 飲食店、旅館・ホテルの利用者に対するアンケート調査（平成22年8～9月実施）
 - 飲食店利用者：374人回答、旅館・ホテル利用者：574人回答
 - ア 禁煙又は分煙を望む人
 - (ア) 飲食店：72.7%
 - (イ) 旅館・ホテル：ロビー、食堂等93.7%、客室92.5%、宴会場（禁煙を望む人）53.1%
 - イ 規制に対する意見
 - (ア) 飲食店：禁煙又は分煙義務33.4%、喫煙（禁煙）ポリシー表示義務38.5%、
特に規制の必要なし26.2%
 - (イ) 旅館・ホテル（ロビー・食堂等共用部分の禁煙又は分煙義務への賛否）
賛成78.7%、反対9.6%

今後の受動喫煙防止対策

- (1) 基本的な方向性
 - 条例による規制を行うことが適当（ただし、民間施設への規制に対して、民間事業者代表の委員からは、「拙速」「経営に悪影響」等の反対意見あり）
 - (2) 受動喫煙防止条例の主な内容
 - ア 規制の対象とする施設・区域
 - 「不特定又は多数の人が利用する室内空間」
 - イ 規制区分及び内容
 - 施設種別に応じ、下記(ア)～(ウ)に区分
- (ア) 禁煙を義務付ける施設（公共性の高い施設）
 - ・ 官公庁
 - ・ 教育施設（学校）、保育所
 - ・ 医療関係施設（病院・診療所、薬局・薬店、はり・きゅう等施術所）
 - ・ 福祉関係施設（児童福祉施設、社会福祉施設）
 - ・ 社会教育施設（博物館、図書館等）
 - ・ 健康づくり関係施設（運動施設）
 - ・ その他（動物園・植物園・遊園地、交通機関、集会場・公会堂、金融機関、公衆浴場、物品販売業、理容店・美容店等）
 - (イ) 禁煙を義務付けるが、やむを得ず禁煙とすることができない場合について、暫定的措置を認める施設
 - 旅館・ホテル、飲食店・喫茶店、興業場、娯楽施設（ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等）等
 - 【禁煙に至るまでの暫定的措置】
 - 分煙（喫煙室の設置等）、時間禁煙（小規模な飲食店・喫茶店等、一部施設に限る）
 - (ウ) 禁煙に努めることを義務付ける施設
 - 風俗営業施設（キャバレー、ナイトクラブ、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、個室型特殊営業施設等）
- ウ 罰則
 - 条例の実効性を担保するため、違反した者（施設管理者又は施設利用者）には一定の罰則を課すことが必要
 - エ 条例の施行時期
 - 条例の公布から施行までに、半年～1年程度の周知期間を設けるべき

受動喫煙防止条例（仮称）における規制内容（案）について

規制対象：不特定又は多数の人が利用する室内空間

施設区分		規制内容（案）	備考			
教育施設	学校（幼稚園、小・中・高校）、保育所 学校（大学、専修学校等）	禁煙義務	<p>以下の観点から、公共性の高い施設として禁煙を義務付け</p> <p>公共的性格が強く、利用に際して個人による選択の余地がない（又は極めて少ない）施設</p> <p>医療・福祉、健康づくり関係施設</p> <p>実態として、既に禁煙となっている場合が多い施設</p> <p>利用実態として、滞在時間が比較的短い施設</p> <p>既に喫煙室の設置等による分煙を行っている場合は暫定的に認める（官公庁、教育施設、医療機関を除く）</p>			
公共性の高い施設	官公庁					
医療・福祉関係施設	病院・診療所 薬局・薬店 はり・きゅう等施術所					
	児童福祉施設等（知的障害児施設、母子福祉施設等） 社会福祉施設（老人ホーム、福祉ホーム、身体障害者福祉センター等） 社会教育施設（博物館、図書館等）					
	健康づくり関係施設			運動施設（体育館等） 運動施設（フィットネスクラブ、ゴルフ場・テニスコート（クラブハウス等）等）		
	その他公共性の高い施設等			動物園・植物園・遊園地 列車・バスの車両、船舶の船室（県内の路線・航路） 交通機関（駅、バスターミナル等） 火葬場・納骨堂 集会場・公会堂 神社・寺院・教会 金融機関 公衆浴場 物品販売業（百貨店、スーパーマーケット等） 物品販売業（小売店） 屋内駐車場 理容店・美容店 その他各種サービス業施設（クリーニング店、旅行代理店等）		
民間施設等				旅館・ホテル（ロビー、宴会場等） 1 風俗営業許可を受けている宴会場を除く（禁煙努力義務とする） 2 食堂・レストランについては飲食店の規制内容と同様	禁煙義務	【禁煙に至るまでの暫定的措置】 分煙（喫煙室の設置等）の義務 ・ 禁煙スペースを1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務
				旅館・ホテル（客室）	禁煙努力義務	禁煙環境の整備等の観点から、禁煙努力義務（ ）を課す（ ）分煙（禁煙の部屋と喫煙可の部屋を分ける）に努めることも含む（その場合、客室数の1/2以上を禁煙の部屋とする努力義務を課す）
民間施設等				大規模飲食店・喫茶店（客席面積75㎡超）	禁煙義務	【禁煙に至るまでの暫定的措置】 分煙（喫煙室の設置等）の義務 ・ 禁煙スペースを1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務
				小規模飲食店・喫茶店（客席面積75㎡以下）	禁煙義務	【禁煙に至るまでの暫定的措置】 分煙（喫煙室の設置等）又は時間禁煙の義務 小規模飲食店・喫茶店については、分煙が困難と考えられることから、時間禁煙の義務を暫定的措置に追加 ・ 分煙の場合、禁煙スペースを1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務 ・ 時間禁煙の場合、未成年者が利用する時間帯を中心として、禁煙時間を営業時間の1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務
				小規模スナック・バー等（客席面積75㎡以下）	禁煙努力義務	以下の観点から、禁煙努力義務とする 営業の常態として、酒類を提供し、主食と認められる食事を提供しないため、通常、妊婦や未成年者の立入りが想定されないこと 分煙や時間禁煙が困難と考えられること
民間施設等				興行場（劇場、映画館等）	禁煙義務	【禁煙に至るまでの暫定的措置】 分煙（喫煙室の設置等）又は時間禁煙の義務 興行場のロビーについては、滞在時間が比較的短いことから、時間禁煙の義務を暫定的措置に追加（観客席は火災予防条例により禁煙） ・ 分煙の場合、禁煙スペースを1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務 ・ 時間禁煙の場合、未成年者が利用する時間帯を中心として、禁煙時間を営業時間の1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務
				カラオケボックス ゲームセンター 競馬場、競艇場、競馬場外の勝馬投票券発売所等 複合施設（テナントビル等）の共用部分	禁煙義務	【禁煙に至るまでの暫定的措置】 分煙（喫煙室の設置等）の義務 ・ 禁煙スペースを1/3以上とする義務及び1/2以上とする努力義務 複合施設については、テナントと共用部分との間に壁等がない場所については、個々のテナント単位ではなく、当該スペース全体が規制対象
				風俗営業施設等	禁煙努力義務	以下の観点から、禁煙努力義務とする 通常、妊婦や18歳未満の者の立入りが想定されないこと 風営法上、見通しを妨げる設備を設けることができないため、たばこの煙を遮る設備を設けることが困難なこと
				風俗営業施設等	禁煙努力義務	以下の観点から、禁煙努力義務とする 通常、妊婦や18歳未満の者の立入りが想定されないこと 風営法上、見通しを妨げる設備を設けることができないため、たばこの煙を遮る設備を設けることが困難なこと

「分煙」の内容

専らたばこを吸うための独立した喫煙室の設置

壁等により喫煙スペースと禁煙スペースに区切る（1階禁煙、2階喫煙可の場合も可）

個室型客席を複数室設置している場合は、禁煙の部屋と喫煙可の部屋を分ける

* 併せて、「分煙の店頭等への表示義務」及び「喫煙スペースへの未成年者立入禁止及びその旨の表示義務」を課す